

笠間市上水道転換支援事業補助金Q&A集

| 質問   |                                                                | 回答   |                                                                                                                     |
|------|----------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q 1  | この補助金は誰でも対象になりますか？                                             | A 1  | 令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に、笠間市内で飲用井戸から上水道への転換を行う方（居住目的の方に限る）が対象です。ただし、過去に市や県の類似の減免・補助制度を利用された方や、増口径をご希望の方などは対象外となります。 |
| Q 2  | 補助額はいくらですか？                                                    | A 2  | 加入金の一部（3万円）と、配水管接続工事費用の一部（3万円）を合わせて、最大6万円を補助します。なお、工事費用が3万円未満の場合はその実費額が上限となります。                                     |
| Q 3  | 賃貸住宅に住んでいるのですが、対象になりますか？                                       | A 3  | 居住目的で、かつ飲用井戸から上水道へ転換する場合であれば対象となります。ただし、住宅の所有者（オーナー様）の同意が必要となります。                                                   |
| Q 4  | すでに一部の蛇口で上水道を使っていますが、残りの蛇口を切り替える場合も補助の対象になりますか？                | A 4  | 既に上水道に加入されている場合は「新規の転換」とは見なされないため、補助対象外となります。                                                                       |
| Q 5  | 井戸水と水道水を併用したいが、補助の対象になりますか？                                    | A 5  | 宅内のすべての水栓を上水道に切り替えることは必須ではありません。例えば「飲み水として生活用水を上水道に切り替え、庭の水やりやトイレには引き続き井戸水を使う（併用する）」というケースも補助の対象となります。              |
| Q 6  | 井戸ポンプの撤去は必須ですか？                                                | A 6  | 井戸ポンプの撤去や全水栓の切替は必要要件ではありません。飲用井戸との併用も対象としています。                                                                      |
| Q 7  | アパート等の賃貸住宅や、店舗などを兼ねた併用住宅は補助の対象になりますか。                          | A 7  | 生活目的の飲用水を確保するものであれば対象となります。                                                                                         |
|      |                                                                |      | 賃貸住宅： 加入負担金が戸別に生じる場合は個々の加入として対象になります。<br>（※ただし、借家等の場合は所有者・オーナーの同意確認が必要です）                                           |
|      |                                                                |      | 店舗併用住宅： 住居スペースの床面積が50%以上を占めていれば対象となります。                                                                             |
| Q 8  | アパート等の集合住宅で、オーナー（大家）が一括して加入手続きを行う場合も補助対象となりますか。                | A 8  | 対象となります。加入金が戸別に生じる場合は「個々の加入を1件」として取り扱い、戸数分の補助を適用することが可能です。                                                          |
| Q 9  | 二世帯住宅への改築などに伴い、既に上水道には加入しているが、水道メーターの口径を大きくする（増口径）場合は対象になりますか。 | A 9  | 対象外となります。<br>（交付要綱第4条に「増既に加入している水道の増口径をしようとする者」と明記されています）                                                           |
| Q 10 | 市外から笠間市（※）へ転入してくる人が、転入先の住宅で新たに上水道に接続する場合は対象となりますか？             | A 10 | 条件付きで対象となります。「転入前の居住地で飲用井戸を利用していたこと」が確認でき、かつ「茨城県内の市町村からの転居」である場合に限り対象となります。                                         |
| Q 11 | 申請はどこで行えばよいですか？                                                | A 11 | 笠間市の上下水道お客様センター（浄化センターともべ）へ「補助金交付申請書（様式第1号）」を提出してください。                                                              |
| Q 12 | 申請の手順はどのように行えばいいですか？                                           | A 12 | 手続きの詳細は、市のホームページや上下水道お客様センターへご確認ください。                                                                               |
| Q 13 | 補助金はいつ振り込まれますか？                                                | A 13 | 工事完了後、竣工検査に合格し、補助金の額が確定した後に「補助金交付請求書」を提出いただきます。その後、指定口座へ振り込みとなります。                                                  |
| Q 14 | 加入金と工事費、両方ではなく片方だけ申請することは可能ですか？                                | A 14 | 可能です。加入金の補助、工事費の補助、それぞれ個別に上限額が設定されています。例えば、工事費のみの補助でも申請は可能です。                                                       |
| Q 15 | 工事費用が上限の3万円に満たない場合はどうなりますか？                                    | A 15 | 補助金はあくまで「実際に要した費用（実績額）」に対して交付されます。工事費が3万円未満の場合は、その実費額（千円未満切り捨て）が交付額となります。<br>（例：工事費29,800円→交付額29,000円）              |
| Q 16 | 補助額の「上限6万円（加入金3万円、工事費3万円）」は税込み、税抜きどちらですか？                      | A 16 | 消費税込みの金額で最大6万円となります。                                                                                                |
| Q 17 | 補助金の決定通知後に「工事をやめたい」「内容を変更したい」となった場合はどうすればよいですか？                | A 17 | 要綱第8条に基づき、速やかに「変更承認申請書（様式第4号）」を提出し、管理者の承認を受ける必要があります。<br>勝手に中止したり変更したりすると、すでに決定した補助金を取り消すこととなりますのでご注意ください。          |
| Q 18 | 補助対象となる工事の範囲はどこまでですか？                                          | A 18 | 市の布設する配水管から、敷地内の量水器（メーター）の手前までの接続に係る工事費用が対象です。宅内の配管工事は対象外となりますのでご注意ください。                                            |

|      |                               |      |                                                                                                            |
|------|-------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q 19 | 工事費用はどのようなものが該当しますか？          | A 19 | 市の布設する配水管から、敷地内の量水器（メーター）の手前までの接続に係る工事費用の内、材料代、人件費、機材代、燃料代などが該当します。                                        |
| Q 20 | 工事費用のうち人件費などはどのように算出すればよいですか？ | A 20 | 人件費、機材代、燃料代などは、工事範囲のうち配水管からメーター手前までの距離、または工事日数を案分し算出してください。。                                               |
| Q 21 | 材料代は具体的にどのようなものが該当しますか？       | A 21 | 一例として、分水バルブ、給水管、継手、止水栓及び筐、補助バルブ、道路復旧材（山砂、碎石等）など配水管からメーター手前までに要した材料が該当します。<br>※メーターボックス代は対象外となりますのでご注意ください。 |
| Q 22 | 工事の完了期限はいつまでですか？              | A 22 | 補助金適用のための事業完了（竣工検査合格）期限は、当該年度の2月28日までとなります。                                                                |
| Q 23 | 工事費用が確認できる書類とはどのようなものですか？     | A 23 | 指定給水装置工事店の領収書となります。領収書の内訳が一式など対象となる工事費が判断できない場合は、任意様式の工事費内訳書を工事店に作成していただき市へ提出してください。                       |